

様式第2（第49条関係）

（表 面）

第 号	
特定家庭用機器再商品化法第53条第2項の規定による立入検査をする職員の身分証明書	
← 3センチメートル →	職名及び氏名
↑ 4センチメートル ↓	押出スタンプ
写 真	年 月 日生
	年 月 日交付
発 行 者 名	印

（裏 面）

特定家庭用機器再商品化法抜すい

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 第53条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。
 - 2 発行者は、経済産業大臣又は環境大臣とする。